

公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人広島市立大学（以下「本法人」という。）が発注する工事又は製造の請負並びに物品の売買、修繕及び借入並びに役務の提供（以下「請負等」という。）に係る契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、有資格者（公立大学法人広島市立大学契約規程第2条及び第25条の規定により、競争入札参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けた有資格者について、広島市と同様の指名停止を行うものとする。

3 指名停止を行ったときは、本法人の請負等の契約のため指名又は一般競争入札参加資格確認を行うに際して、当該指名停止に係る有資格業者を指名又は一般競争入札参加資格確認をしてはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名又は一般競争入札参加資格確認をしているときは、資格喪失通知書（様式第1号）により当該有資格者に通知するものとする。

4 指名停止は、主管室長からの報告により知り得たものを対象として行うものとする。

5 別表各号の措置要件に該当する事案について、当該事実が発生した日から当該措置要件ごとに規定する期間（当該措置要件ごとに規定する期間が短期及び長期をもって定められている場合（以下「期間が短期及び長期をもって定められている場合」という。）は、その長期の期間とし、別表各号において複数の期間が定められているときは、当該各号における最も長い期間とする。）を経過した後知り得たときは、指名停止は行わないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、指名停止を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 指名停止を行う場合において、当該指名停止要件に該当する事案について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間と同一期間の指名停止を行うものとする。ただし、情状酌量すべき事由がある当該下請負人については、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の構成員である有資格業者（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、指名停止を行うものとする。ただし、情状酌量すべき事由がある当該共同企業体の構成員である有資格業者については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。ただし、期間が短期及び長期をもって定められている場合にあつては、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が二以上の事案により別表各号の措置要件に該当し、同時に指名停止期間を決定しようとするときは、当該事案ごとに期間を定め、これらの期間の合計をもって措置期間とする。ただし、他の措置事案と著しく均衡を失する場合にあつては、この限りでない。

3 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間に次の各号に定める期間を加算した期間とする。

(1) 別表第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に該当することとなったとき 3か月

(2) 別表第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後5か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表

第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に該当することとなったとき 2か月

- (3) 別表第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後5か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表各号（第7号から第10号まで及び第12号を除く。）の措置要件に該当することとなったとき 1か月

- (4) 別表各号（第7号から第10号まで及び第12号を除く。）の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表第7号から第10号まで及び第12号の措置要件に該当することとなったとき 2か月

- (5) 別表各号（第7号から第10号まで及び第12号を除く。）の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表各号（第7号から第10号まで及び第12号を除く。）の措置要件に該当することとなったとき 1か月

- 4 有資格業者が、別表第10号に該当した場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間（別表第10号及び前3項の規定による期間）の2分の1とする。

- 5 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前各項の規定による指名停止の期間（期間が短期及び長期をもって定められている場合は、その短期）未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

- 6 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項から第3項までの規定による期間（期間が短期及び長期をもって定められている場合は、その長期）を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

- 7 第4項及び前項の場合のほか、別表各号並びに第1項から第3項までの規定による指名停止の期間を変更して定める特別の事由があるときは、別に措置期間を定めることができる。

8 有資格業者が指名停止の期間中に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合においては、新たに措置する指名停止の日以後の現行の指名停止の残存期間に新たに措置する指名停止の期間を加算した期間をもって、新たに措置する指名停止の期間とする。

9 第2項、第3項及び第6項から前項までの規定により定める期間は36か月を超えることはできない。

(指名停止の期間の変更)

第5条 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号に定める期間又は前条各項の規定を適用した場合の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の期間の追加)

第6条 有資格業者が、既に指名停止の期間が満了した後に、当該指名停止と同一の事案について新たな事実が明らかとなり、別表各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合においては、指名停止の期間が既に期間が満了した指名停止の期間を超える場合にのみ指名停止を行うこととし、その場合の指名停止の期間は当該新たな事実が明らかになったことにより措置すべき指名停止の期間から既に期間が満了した指名停止の期間を控除した期間とする。

(指名停止の解除)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の手続)

第8条 主管室長は、その所管に係る請負等に関して、別表各号の措置要件に該当する有資格業者が発生したときは、速やかに指名停止等事件報告書(様式第2号)を、総務室長に提出するものとする。

2 総務室長は指名停止が決定した場合(第5条から第7条までの場合を含む。)には、指名停止(変更・解除)通知書(様式第3号)により主管室長に対して速やかに通知するものとする。

(指名停止の通知)

第9条 第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行い、第5条の規

定により指名停止の期間を変更し、第6条の規定により指名停止の期間を追加し、又は第7条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第4号、様式第5号又は様式第6号により通知するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本法人発注の請負等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 指名停止の期間中の有資格業者が本法人の契約において、全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は保証人（完成保証人、契約保証人、連帯保証人等をいう。）となることを原則として承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の措置の公表)

第13条 有資格業者に対して指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名並びに指名停止の期間及び理由を公表する。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

- 2 前項の規定による公表は、簿冊による閲覧及びインターネットへの掲示の方法による。

(委任規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に当たり必要となる事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 本法人発注の請負等の契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出書類に虚偽の記載若しくは入力をし、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるときで、次のア又はイに該当するとき。 ア 入札参加資格の成否にかかるものその他重大なもの イ ア以外の場合	6 か月 1 か月以上 6 か月以内
(故意による粗雑履行) 2 本法人発注の請負等の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は設計書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	3 6 か月
(過失による粗雑履行) 3 本法人発注の請負等の履行に当たり、過失により工事又は製造等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 ア 公衆に死亡者を生じさせたとき イ 公衆に重傷者を生じさせたとき ウ 公衆に軽傷者を生じさせたとき エ 公衆に与えた損害の程度が重大なとき オ 公衆に与えた損害の程度が重大でないとき カ その他粗雑履行に該当するとき	6 か月 3 か月以上 5 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 3 か月 1 か月 1 か月以上 6 か月以内

(契約違反)	
4 前第2号に掲げる場合のほか、本法人発注の請負等の履行に当たり、契約に違反し、請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 正当な理由なく履行期限を60日以上遅延させたとき	4 か月
イ 正当な理由なく履行期限を30日以上60日未満遅延させたとき	3 か月
ウ 正当な理由なく履行期限を30日未満遅延させたとき	2 か月
エ 監督又は検査業務に協力しなかったとき	4 か月
オ 下請代金又は公衆損害等の紛争解決に誠意ある対応をしなかったとき	3 か月
カ 現場管理に係る再度の指摘にもかかわらず改善措置を講じなかったとき	2 か月
キ 工事妨害等不当な介入を受けたにもかかわらず本法人への報告、所轄の警察署へ届出を怠ったとき	2 か月
ク その他契約違反に該当するとき	1 か月以上4 か月以内
(公衆損害事故)	
5 本法人発注の請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
ア 公衆に死亡者を生じさせたとき	6 か月
イ 公衆に重傷者を生じさせたとき	3 か月以上5 か月以内
ウ 公衆に軽傷者を生じさせたとき	1 か月以上3 か月以内
エ 公衆に与えた損害の程度が重大なとき	3 か月
オ 公衆に与えた損害の程度が重大でないとき	1 か月

(履行関係者事故) 6 本法人発注の請負等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア 死亡者を生じさせたとき イ 3人未満の重傷者を生じさせたとき ウ 3人未満の軽傷者を生じさせたとき	4 か月 2 か月 1 か月
(贈賄) 7 次のアからウまでに掲げる者が本法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）のとき イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）のとき ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）のとき	3 6 か月 2 7 か月 1 8 か月
(あっせん利得処罰法違反行為) 8 次のアからウまでに掲げる者が本法人発注の請負等において、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起	

されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3 6 か月 2 7 か月 1 8 か月
(談合等) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が、本法人発注の請負等において刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 3 に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 6 か月
(独占禁止法違反行為) 1 0 有資格業者が本法人発注の請負等において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき及び有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき	3 6 か月
イ 公正取引委員会が課徴金納付命令又は排除措置命令を行ったとき若しくは公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し公表したとき	1 8 か月
(建設業法違反) 1 1 有資格業者が本法人発注の工事の請負等に関して建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下同じ。）の規定に違反し、請負等の契約の相手方として不適	

当であると認められるとき。	
ア 有資格業者である個人若しくは法人の役員等又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	2 か月以上 1 2 か月以内
イ 国土交通省地方整備局長又は都道府県知事から建設業法の規定に基づく行政処分を受けたときで、次の(ア)から(エ)までに該当するとき	
(ア) 90 日以上の営業停止処分を受けたとき	6 か月
(イ) 30 日以上の営業停止処分を受けたとき	4 か月
(ウ) 15 日以上の営業停止処分を受けたとき	3 か月
(エ) 15 日未満の営業停止処分又は指示処分を受けたとき	2 か月
ウ その他建設業法に違反し、契約の相手方として不適当と認めるとき	2 か月以上 1 2 か月以内
(暴力的不法行為)	
12 次のアからクまでのいずれかに該当することとなったとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が暴力団関係者（暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）であるとき	3 6 か月
イ 暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参画しているとき	3 6 か月
ウ 有資格業者が暴力団関係者を雇用し、又は使用しているとき	3 6 か月
エ 有資格業者又は有資格業者の役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所という。）を代表する者をいう。以	3 0 か月

下同じ。)が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	
オ 有資格業者が暴力団又は暴力団関係者に経済上の利益又は便益を供与しているとき	2 4 か月
カ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	2 4 か月
キ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	1 8 か月
ク 業務に関して代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が、法人の職員に対して暴力又は脅迫等の行為を行ったと認められるとき	1 8 か月
(不正又は不誠実な行為等)	
1 3 前各号に掲げる場合のほか、業務（本法人発注の請負等に限る。）に関して不正又は不誠実な行為等をし、請負等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	
ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関して法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 か月以上 1 2 か月以内
イ 指名停止の期間を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用したとき	1 か月以上 6 か月以内
ウ 都市計画法及び建築基準法等業務関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしたとき	1 か月以上 9 か月以内
エ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極	1 か月以上 6 か月以内

めて重大な社会的影響を及ぼしたとき オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境保全 関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及 ぼしたとき カ その他不正又は不誠実な行為等に該当するとき 14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以 上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、 又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑 を宣告され、請負等の契約の相手方として不適當で あると認められるとき。 ア 他人に危害を加える犯罪を犯したとき イ 上記以外の刑法犯罪を犯したとき ウ 刑法犯罪以外の重大な個人的犯罪を犯したとき エ その他個人的犯罪行為に該当するとき	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 1 2 か月以 内 3 か月以上 1 2 か月以 内 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 1 2 か月以 内
--	--